

【表紙】

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                           |
| 【提出日】      | 平成26年7月1日                        |
| 【会社名】      | 東京計器株式会社                         |
| 【英訳名】      | TOKYO KEIKI INC.                 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 脇 憲一                       |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都大田区南蒲田2丁目16番46号               |
| 【電話番号】     | 03(3732)2111(代表)                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役法務担当兼情報担当兼管理部長 土屋 誠           |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都大田区南蒲田2丁目16番46号               |
| 【電話番号】     | 03(3732)2111(代表)                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 管理部経理部長 鹿島 孝弘                    |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【提出理由】

平成26年6月27日開催の当社第83回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものとあります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 第83期剰余金の処分の件  
期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき4円50銭

第2号議案 取締役10名選任の件  
取締役として、脇憲一、山田秀光、水戸部基、安藤毅、厚見幸利、阿部康雄、土屋誠、岡安尚登、岡嶋洋、堀謙一を選任する。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 議案    | 賛成      | 反対     | 棄権 | 賛成比率   | 決議結果 |
|-------|---------|--------|----|--------|------|
| 第1号議案 | 59,556個 | 145個   | 0個 | 97.90% | 可決   |
| 第2号議案 |         |        |    |        |      |
| 脇 憲一  | 58,602個 | 1,101個 | 0個 | 96.33% | 可決   |
| 山田 秀光 | 59,540個 | 163個   | 0個 | 97.87% | 可決   |
| 水戸部 基 | 59,539個 | 164個   | 0個 | 97.87% | 可決   |
| 安藤 毅  | 59,538個 | 165個   | 0個 | 97.87% | 可決   |
| 厚見 幸利 | 59,531個 | 172個   | 0個 | 97.85% | 可決   |
| 阿部 康雄 | 59,540個 | 163個   | 0個 | 97.87% | 可決   |
| 土屋 誠  | 59,536個 | 167個   | 0個 | 97.86% | 可決   |
| 岡安 尚登 | 59,538個 | 165個   | 0個 | 97.87% | 可決   |
| 岡嶋 洋  | 59,536個 | 167個   | 0個 | 97.86% | 可決   |
| 堀 謙一  | 49,758個 | 9,945個 | 0個 | 81.79% | 可決   |
| 第3号議案 | 57,842個 | 1,861個 | 0個 | 95.08% | 可決   |

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案及び第3号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案に関して、会社提案取締役のうち一部を選任対象から除外すべきとの修正動議が提出されましたが、原案が会社法上適法に可決され、この修正動議は成立の余地がなく否決されたものとして扱ったため、当該修正動議に係る議決権数は集計しておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上